

ほぞん
保存 1年間大切に保管してください

平成27年5月8日

保護者様

大阪市立天下茶屋小学校長 大島康義
同 PTA会長 山本大志

平成27年度分 学校徴収金等の納入について

本校の教育を進めていくにあたり、保護者の皆様方から学校徴収金等を徴収いたします。
 その内訳及び金額、各月ごとの徴収金額、納付期限は次のとおりです。
 納入にあたっては、現金事故防止の観点から口座振替をご利用いただきますようお願いします。
 口座振替日の前日までにご入金いただけるようお願いします。
 経済的な理由により納入が困難な場合は、生活保護制度（教育扶助）や就学援助制度などがあります。担当教職員までご相談ください。

1 徴収金額と納入方法等について

(1) 児童費

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
1年	700	700	700		700	700	700	700		4,900
2年	700	700	700		700	700	700	600		4,800
3年	1,300	800	800		800	800	800	800		6,100
4年	1,000	1,000	1,000		1,000	1,000	1,000	1,000		7,000
5年	1,600	1,200	1,200		1,200	1,200	1,200	1,200		8,800
6年	2,900	2,900	2,800		2,800	2,800	2,800	2,800		19,800

詳しくは平成27年5月8日配布の児童費会計予算書及び「収入及び支出の明細」とおり

(2) 積立金

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
4年	2,500	2,500	2,500		2,500	2,500	2,500	2,000		17,000
5年	2,500	2,500	2,500		2,500	2,500	2,500	3,000		18,000

・林間学習積立金（5年）[4年生の5月～12月（除く8月）で徴収します。]

・修学旅行積立金（6年）[5年生の5月～12月（除く8月）で徴収します。]

(3) PTA会費

2ヶ月分（100円×申し込み口数×2）ずつを5月～11月（8月を除く）の6回で徴収します。

※ 毎月の振替金額は、上記学年の合計金額と振替手数料（1回10円）を加えた金額になります。

銀行振替日（郵便局）

徴収月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
徴収金	26日	26日	27日		28日	26日	26日	28日		

・郵便局の登録口座より口座振替します。

・就学援助制度で認定された方についても積立金、PTA会費は最終月まで納入していただき
ますようお願いします。詳しくは裏面をご覧ください

2 学校給食費について

新聞やテレビ報道等でもご存知のとおり、「学校給食費の未納」が全国的にも問題となっております。学校給食費は、皆様方に納めていただく「学校給食費」によって成り立っております。学校給食費の納入について、よろしくお願いします。

(1) 学校給食の意義について

- 心身ともに成長発達の途中にある児童にとって、栄養バランスのとれた食事をきちんととり、合理的に栄養を摂取することは健康な生活を送るうえで基本となるものです。
- 学校給食の教育的意義は、児童の健康の増進、体力の向上及び正しい食習慣の形成を図るとともに、児童間や教職員との心の触れ合いの場をつくり、また集団生活を体得させ、協同・協調の精神を身に付けさせることにあります。

(2) 学校給食費の徴収金額と納入方法について

学校給食費金額

別途配布している学校給食費決定額通知書のとおり

銀行振替日

徴収月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
給食費	11日	10日	10日	△	10日	13日	10日	10日	12日	10日

- 学校給食費は、平成26年4月から「大阪市学校給食の実施及び給食費の管理に関する条例」に基づき、大阪市の収入として取り扱うこととなります。
給食費をお支払いいただく先は、大阪市の口座になります。
- なお、残高不足で口座振替ができなかった場合は、未納通知書と一緒に渡しする納付書により金融機関等（コンビニ不可）で納付をお願いします。
また、未納が生じた場合は、滞滯金が発生し、法的措置を講ずる場合があります。